



立春です。先月、火山が噴火しました。今年も自然が猛威を振るうと予測されますので、気をつけて過ごしましょう。令和4年は「壬寅（みずのえとら）」です。

「壬」とは「陽気を孕み、春の胎動を助ける」という意味で、「寅」には「蟻ミミズ（漢字では虫へんに寅と書きます）」に通じ、春の草木が生じる」という意味があり、冬が厳しいほど乗り越えた春の芽吹きは生命力に溢れ、華々しく生まれるということを表しているそうです。コロナ禍で厳しい状況が続いていますが、新しい時代が来ることを楽しみに乗り越えていきましょう。

光廣 昌史

今月のトピック

- ◇電子取引の保存
～2年間の宥恕措置～
- ◇妊娠・出産を申し出た従業員への
育休取得の意向確認等
- ◇ふるさと納税の申告手続きを
簡素化へ！！
- ◇今月のお勧めセミナー
「令和4年度 税制改正セミナー」
- ◇あとがき
「働き方革命」

電子取引の保存～2年間の宥恕措置～

2022年1月から電子取引は必ず一定の要件を満たしたデータ保存が求められるところ、当該要件を満たすための準備が間に合わないなど、事業者の事情に配慮した措置が設けられました。

1. 電子取引とは

(1) 書類の保存義務

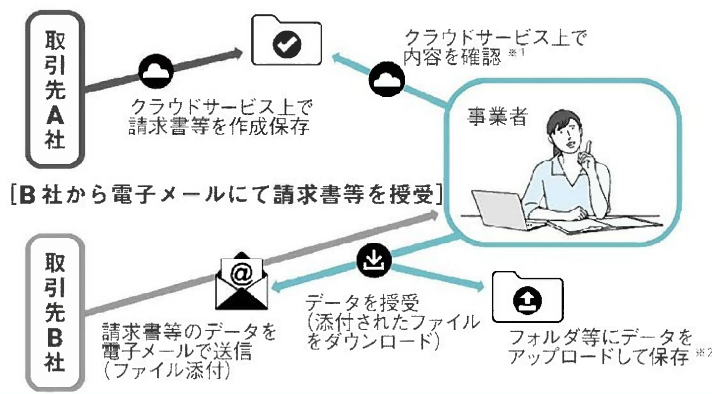
所得税法及び法人税法では、取引に関して相手方から受け取った注文書、領収書等や相手方に交付したこれらの書類の写しの保存義務が定められています。

(2) 電子取引とは

電子取引とは、上記（1）と同様の取引情報（書類に通常記載される日付、取引先、金額等の情報）の授受を、電磁的方式により行う取引をいいます。具体的には下図の他、次頁のデータの授受も電子取引に該当します。

電子取引の例（イメージ）

【A社が利用しているクラウドサービス上で請求書等を授受】



（※1）クラウド上で一時的に保存されたデータをダウンロードして保存するようなシステムの場合には、下記（※2）と同様の点に留意します。

（※2）データは、例示の他、ハードディスク、コンパクトディスク、DVD、磁気テープ、クラウド（ストレージ）サービス等に記録・保存します。この場合、当該データに一定のタイムスタンプが付与されていないときは受領者側でタイムスタンプを付与するか、一定の事務処理規程に基づく適切なデータ管理が求められます。また、対象となるデータは、原則、検索可能な状態での保存が求められる点にも留意します。

（次頁へつづく）

- インターネットのホームページからダウンロードした請求書等のデータ
- クレジットカードの利用明細データ、交通系 IC カードによる支払データ
- EDI システムを利用したデータ
- ペーパーレス化された FAX 機能を持つ複合機を利用したデータ
- DVD 等の記録媒体を介した請求書等のデータ

(1) の保存義務者がこの電子取引を行った場合には、その取引情報を電磁的記録により保存しなければなりません。これまでは書面に印字して保存する方法も認められていましたが、2022 年 1 月 1 日以後に行う電子取引の取引情報からは、原則、下記 (3) の要件を満たしたデータ保存が求められます。

(3) 電磁的記録の保存等を行う場合の要件

電子取引の取引情報を電磁的記録により保存等するにあたっては、真実性や可視性を確保するための要件を満たす必要があります。具体的には以下の要件となります。

- 電子計算機処理システムの概要を記載した書類の備付け（自社開発のプログラムを使用する場合限定）
- 見読可能装置の備付け等
- 検索機能の確保
- 次のいずれかの措置を行う
 - ① タイムスタンプが付された後の授受
 - ② 原則、速やかにタイムスタンプを付す
 - ③ データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用
 - ④ 訂正削除の防止に関する事務処理規程の備付け

国税庁の資料（※）より、要件を満たすための具体的な保存方法の一例をご紹介します。

【問】

妻と 2 人で事業を営んでいる個人事業主です。取引の相手方から電子メールに PDF の請求書が添付されて送付されてきました。一般的なパソコンを使用しており、プリンタも持っていますが、特別な請求書等保存ソフトは使用していません。どのように保存しておけばよいですか。

【回答】

例えば、以下のような方法で保存すれば要件を満たしていることとなります。

1. 請求書データ (PDF) のファイル名に、規則性をもって内容を表示する。
例) 2022 年 (令和 4 年) 10 月 31 日に株式会社国税商事から受領した 110,000 円の請求書
⇒ 「20221031_ (株)国税商事_110,000」
2. 「取引の相手先」や「各月」など任意のフォルダに格納して保存する。
3. 一定の事務処理規程を作成し備え付ける。

- 税務調査の際に、税務職員からダウンロードの求めがあった場合には、上記のデータを提出すること
- 判定期間に係る基準期間（通常は 2 年前）の売上高が 1,000 万円以下であり、前記のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、前記 1 の設定は不要
- 前記 1 の代わりに索引簿を作成し、索引簿を使用してデータを検索する方法によることも可能

事務処理規程や索引簿のひな型は、国税庁のサイトから入手することができます。

2. 事業者の事情に配慮した有恕措置

データの保存にあたり、(3) の要件を満たすための準備が間に合わない事業者の事情に配慮し、**2022 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日までの電子取引について、次のすべてを満たす場合には (3) の要件を満たさないデータの保存を可能とする措置**が、令和 4 年度税制改正により設けられました。

- ① 納税地等の**所轄税務署長**が (3) の要件に従って保存をすることができなかったことについて**やむを得ない事情があると認める**こと
- ② 質問検査権に基づく当該電磁的記録の出力書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る。）の提示又は提出の求めに応じることができるようにしていること

書面に印字して保存している事業者がこの措置を適用する場合は、次のとおり引き続き書面に印字して保存することが可能です。

(3) の要件への対応が困難な事業者の実情に配慮し、引き続き保存義務者から納税地等の所轄税務署長への手続を要せずその出力書面等による保存を可能とするよう、運用上、適切に配慮する

なお、2022 年 1 月 1 日時点で (3) の要件を満たさないことについてやむを得ない事情があるとしても、2023 年 12 月 31 日までの 2 年の間に要件を満たせるよう準備は必要です。



妊娠・出産を申し出た従業員への 育休取得の意向確認等



2021 年 6 月に成立した改正育児・介護休業法がよいよいよ 2022 年 4 月から段階的に施行されます。4 月に施行される改正点を大きく分けると、①育児休業を取得しやすい雇用環境整備、②妊娠・出産の申し出をした従業員への個別周知・意向確認、③有期雇用労働者の育児休業・介護休業の取得要件の緩和の 3 点になります。このうち②について確認します。

1. 個別周知・意向確認

2022 年 4 月以降、従業員本人から妊娠・出産等の申し出や、従業員の配偶者の妊娠・出産等について申し出があった場合、会社は育児休業制度等をはじめとする一定の事項を、従業員へ個別に周知する必要があります。周知すべき事項は以下の 4 点です。

- ① 育児休業・出生時育児休業に関する制度
- ② 育児休業・出生時育児休業の申し出先
- ③ 雇用保険の育児休業給付に関すること
- ④ 労働者が育児休業・出生時育児休業期間について負担すべき社会保険料の取扱い

※出生時育児休業に関することは 2022 年 10 月以降が対象



この個別周知とともに、育児休業の取得の申し出について従業員の意向を確認することになります。なお、これらの個別周知や意向確認の方法は、面談の他、書面を渡すことや、従業員が希望したときには FAX や電子メール等を用いることもできます。

2. 意向をどこまで確認するか

意向確認の具体的な内容について、厚生労働省が作成した意向確認書の様式例を見ると、以下の 4 つの選択肢のうちから、従業員が該当するものに「○」をつけ、会社に提出する方法になっています。

- 育児休業を取得する
- 出生時育児休業を取得する
- 取得する意向はない
- 検討中

※出生時育児休業に関することは 2022 年 10 月以降が対象

この意向確認について、会社がどこまで確認する必要があるか迷いますが、指針・通達では、意向確認の働きかけを行えばよいとされており、具体的な意向を把握することまでを求めるものではないとしています。当然、意向を把握することが望ましいとはいえませんが、従業員によっては回答をしないケースも出てくることでしょう。今後の具体的な管理・運用方法の検討が事前に求められます。

個別周知や意向確認を行う前の「妊娠・出産等の申し出」とは、「妊娠 3 ヶ月です」や「〇月〇日が出産予定日です」というような申し出が該当します。妊娠・出産等の申し出を把握しづらい状況も想定されるため、例えばあらかじめ申し出用の社内様式を用意して、その様式を事前に周知しておき、書面を提出してもらうことで意向確認をしていく方法も考えられます。

2021 年分確定申告から ふるさと納税の申告手続きを簡素化へ！

2021 年分確定申告から、ふるさと納税の申告手続きが簡素化されます。

これまで、ふるさと納税で寄附金控除の適用を受けるためには、確定申告書に特定寄附金の受領者が発行する寄附ごとの「寄附金の受領書」の添付が必要でしたが、この寄附ごとの「寄附金の受領書」に代えて、特定事業者が発行する年間寄附額を記載した「寄附金控除に関する証明書」を添付することで済むようになります。

寄附金控除に関する証明書を発行することのできる特定事業者とは、地方公共団体と特定寄附金の仲介に関する契約を締結している者で、特定寄附金が支出された事実を適正かつ確実に管理することができると認められるものとして国税庁長官が指定した者とされており、例えば「ふるさとチョイス」、「ふるなび」、「さとふる」、「楽天ふるさと納税」などがあります。

2021 年から、上記の特定事業者が発行する年間寄附額を記載した「寄附金控除に関する証明書」を申告書に添付するだけで済みますので、申告手続きが簡素化される模様です。

1. 同証明書の記載内容

- | | | |
|----------------|--------------------|---------------|
| ①寄附者の氏名、住所 | ③特定事業者が寄附を管理している番号 | ⑤寄附先の名称及び法人番号 |
| ②その年中の寄附者の寄附総額 | ④寄附年月日 | ⑥その他参考となるべき事項 |
- が記載されます。

2. 確定申告の申告方法（①～③のいずれかの方法により申告）

- ①特定事業者のポータルサイトからダウンロードした証明書データを e-Tax を活用して確定申告書に添付して送信
- ②特定事業者のポータルサイトからダウンロードした証明書データを国税庁が提供する QR コード付証明書等作成システムで読み込み、これをプリントアウトした書類を確定申告書に添付して申告
- ③郵送で交付を受けた証明書を確定申告書に添付して申告

また、確定申告が不要な給与所得者等が利用できる「ワンストップ特例制度」には変更はありません。

ワンストップ特例制度とは、確定申告を行わなくても、ふるさと納税の寄附金控除を受けられる仕組みをいいます。ふるさと納税先の自治体が、1 年間で 5 自治体までであれば、この制度を活用できます。

今後の動向に注目です。

(注意)

上記の記載内容は、2021 年 1 月 8 日現在の情報に基づいて記載しております。

今後の動向によっては、税制、関係法令等、税務の取扱い等が変わる可能性がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。



参考文献： ■ My Komon ■ ゆりかご倶楽部

2月 今月のお勧めセミナー

「令和 4 年度 税制改正セミナー」を 2 月 16 日（水）14：00 から開催します。（当社グループ会社（株）DEPS 主催）

令和 4 年度の与党税制改正大綱が発表されました。令和 3 年 12 月 10 日に自民党の税制改正大綱が発表されました。コロナ禍でもあり、令和 4 年 7 月頃には参院選を控えていることから、大きな目玉となる改正点は少ないものの、暦年贈与が議論されていた結果がどうなるのか、など改正点以外のポイントも解説いたします。是非ご参加ください。

あとがき 和田です。最近、週休 3 日の企業、早期退職を募集する企業が増えているというニュースを立て続けに目にしました。大手の話ではありますが、この流れはそう遠くない将来に中小にも波及してくるのではないかと感じています。某 CM でも「いまだに紙とか昭和かよ！」と言っていますが、ありとあらゆるものがデジタルと紐づいたときに、何日もかけていた仕事があっという間に終わるなんて日も数年で来ると感じています。以前と同じやり方でしか仕事ができない人は AI に仕事が奪われ、創意工夫、試行錯誤をし、AI と上手につきあっていける人がこれからの時代に必要とされるのではないかと思います。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史



株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町 5 番 20 号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島

動画による
ニュース解説配信中！

